

株式会社タカ・クリエイト「岩手九戸風力発電事業環境影響評価方法書」に対する岩手県知事意見

令和5年8月25日
経済産業大臣宛て

本事業は、株式会社タカ・クリエイトが岩手県九戸郡洋野町及び軽米町の行政界域において、単機出力が最大4,200kWの風力発電機を最大11基設置するものであり、再生可能エネルギーの導入による地球温暖化対策に資するものである。

一方、大気環境、動物・植物、景観などの環境要素に係る調査、予測及び評価の手法に課題がみられる。

このため、本事業の実施に当たっては、下記の措置を適切に講ずるよう、事業者に対し勧告されたい。

記

1 総括的事項

対象事業実施区域は他の事業者が計画している風力発電事業が存在し、将来的に累積的な環境影響が懸念されることから、当該事業者との調整及び情報収集に努め、調査、予測及び評価を実施すること。

2 個別的事項

(1) 大気環境

ア 対象事業実施区域の南側から住居までの離隔距離が0.7kmと近く、工事の実施及び風力発電施設の稼働に伴い、騒音等様々な影響が懸念されることから、専門家の意見を聞きながら、十分な調査を実施した上で、予測及び評価すること。

イ 工所用資材等の搬出入に係る騒音は、車両から放出される音響エネルギーが最大となると考えられる地点で予測・評価すること。

ウ 騒音の評価に当たって環境基準を準用する場合は、環境基準を準用することの妥当性を説明した上で、現状で満たしている最も厳しい基準値の地域類型を当てはめること。

エ 建設機械の稼働に係る騒音は、等価騒音レベルに加え、工事由来の突発的な音の影響を把握するため、5%時間率騒音レベルの予測を行うこと。

オ 騒音による健康影響について十分な科学的知見が得られていないことを踏まえ、予防原則にしたがい、住民等に十分な説明を行うこと。なお、説明の際は、特に夜間の睡眠の影響を説明すること。

(2) 水環境

水質に係る調査地点については、事業による影響が特に大きくなるおそれがある地点や、他の特定の汚染源による影響の少ない地点など、事業特性及び地域特性を踏まえ、適切に設定すること。

(3) 地盤

対象事業実施区域には環境影響を受けやすい地盤が存在することから、必要に応じ、土地の安定性の変化について環境影響評価の項目として選定すること。

(4) 動物・植物

ア 対象事業実施区域及びその周辺には、岩手県自然環境保全指針（平成11年3月策定、令和3年3月改訂）で定める「優れた自然」評価図において、重要度の高いとされる保全区分A及びBランクの重要な自然環境のまどまりの場が存在することから、専門家の意見を聞きながら、野生動植物の生息・生育に係る十分な調査を実施した上で、予測及び評価すること。

イ 夜間及び早朝の鳥類調査においては、複数の録音機を用いたタイマー録音調査を実施すること。

ウ 猛禽類の調査地点については、調査範囲の南東側が手薄になっている可能性があるため、調査地点の追加を検討すること。

エ 希少猛禽類の調査期間は、本県において平成20年9月に国内初のイヌワシのバードストライクが発生していることの教訓を踏まえ、非営巣期についても2期実施すること。

オ 魚類の調査は、春季及び夏季だけでなく、対象とする種の種類、生活史、生息場所、餌場等の観点を踏まえ、秋季にも実施すること。

(5) 生態系

ア 生態系の注目種等については、調査結果を踏まえ、保全の優先度がより高い種の営巣や高頻度の利用が確認された場合は、必要に応じ見直しを行うこと。

イ 生態系の調査に当たっては、陸域と水域の連続性に依存する生物について、動植物の生活史や生息・生育環境に関する情報を踏まえ、基盤的な環

境の関係や捕食 - 被食の関係を分かりやすく整理すること。

(6) 景観

ア 対象区域は市街地にも近く、大きく視認される可能性が高いことから、日常生活で視点場となる場所からの住民による景観評価が必要である。このため、住民へのヒアリングを行い、専門家の意見も聞きながら、地域住民にとって重要な場所がある場合は、調査地点に追加すること。

イ 対象事業実施区域の周辺には、「ひろのまきば天文台」が存在し、風車に設置される航空障害灯から発する夜間照明が景観への間接的な影響要因となる可能性がある。このため、専門家の助言を参考に、夜間照明の影響についてその予測評価の手法も含めて検討し、当該予測結果を踏まえて、景観への影響を適切に予測・評価すること。

(7) 人と自然との触れ合いの活動の場

ア 自然との触れ合いの活動の場に与える騒音の影響について、工事用資材等の搬出入だけでなく、施設の稼働時についても調査、予測及び評価すること。評価に当たっては、騒音に係る環境基準を用いることなく、それぞれの場で求められる静けさが確保されるか否かの観点で行うこと。

イ 対象事業実施区域内は、人々の利用を前提に設けられた場所や施設の他にも、きのこ採りなど自然を活用した活動が行われている場が存在する。このため、地域の関係者へのヒアリング等により、そうした場における活動特性を把握し、必要に応じ、事業の実施による場や活動の変化を予測及び評価すること。

3 関係地方公共団体からの意見

対象事業実施区域を管轄する関係地方公共団体から提出された環境保全の見地からの意見は別添のとおりであるので、その内容に十分留意するとともに、適切に対応すること。